

次世代育成支援対策関連三法案について

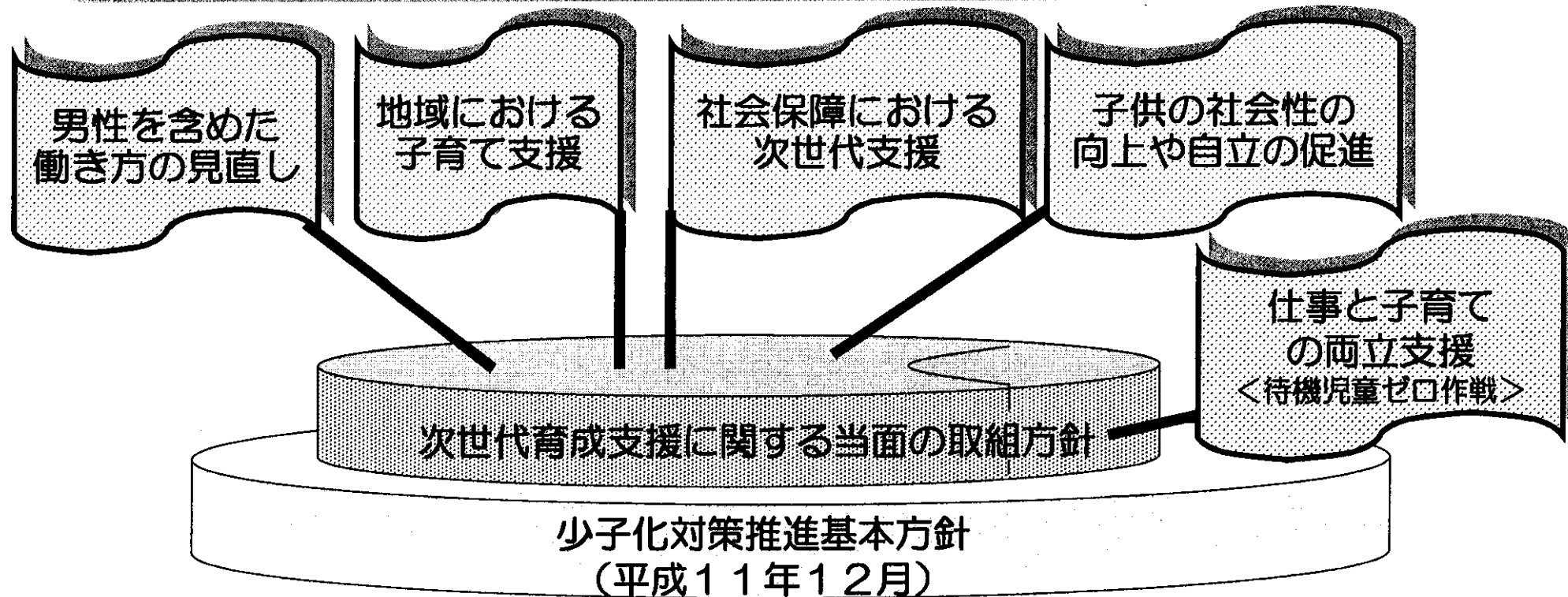
次世代育成支援に関する当面の取組方針【抜粋】

目的・基本的な考え方

○ 「夫婦の出生力の低下」という新たな現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要。

○ このため、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定。

○ 政府・地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現。



今後の推進方策

- 平成15年及び16年の2年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置づけ、一連の立法措置を講じる。
- 平成15年においては、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法改正法案」を提出。
- 平成16年においては、「児童手当制度の見直し」、「育児休業制度等の見直し」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- さらに、平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施を支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況等を踏まえつつ、必要な取組方策について引き続き検討。

次世代育成支援対策関連三法案について

これまでの取組み

- 平成15年3月に、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、平成15年及び16年の2年間で次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置付け。
- 平成15年には、次世代育成支援対策推進法等が成立。

平成16年における取組み

次世代育成支援に関する当面の取組方針

- 平成16年においては、
 - ・「児童手当制度の見直し」
 - ・「育児休業制度等の見直し」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- 児童虐待防止対策を推進する。
- 小児慢性特定疾患治療研究事業の在り方について検討する。

平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」 (総額2,500億円)

- 児童手当の充実
- その他の少子化対策
 - ・地域における子育て支援事業の充実
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・不妊治療の経済的支援
 - ・新たな小児慢性特定疾患対策の確立

次世代育成支援対策
を総合的に推進

次世代育成支援対策 関連三法案の提出

児童手当法の一部を改正する法律案

- 児童手当の充実(支給対象年齢を小学校第3学年修了まで引上げ)

児童福祉法の一部を改正する法律案

- 児童虐待防止対策等の充実
- 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

育児・介護休業法等の一部を改正する法律案

- より利用しやすい仕組みとするための育児休業制度等の見直し(育児休業期間の延長、子の看護休暇制度の創設等)

児童手当法の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引上げを行う。（平成16年4月実施）

現 行

改正案

○支給対象年齢
義務教育就学前まで（6歳到達後最初の年度末まで）
・支給対象児童数
約650万人

小学校第3学年修了まで
（9歳到達後最初の年度末まで）
・支給対象児童数
約940万人

○手当額
第1・2子 5,000円
第3子以降 10,000円

現行どおり

○所得制限
596.3万円（収入ベース）
（被用者は780万円）
（夫婦と児童2人の世帯の場合）

現行どおり

○費用負担
国2/3 地方1/3
（3歳以上義務教育就学前）

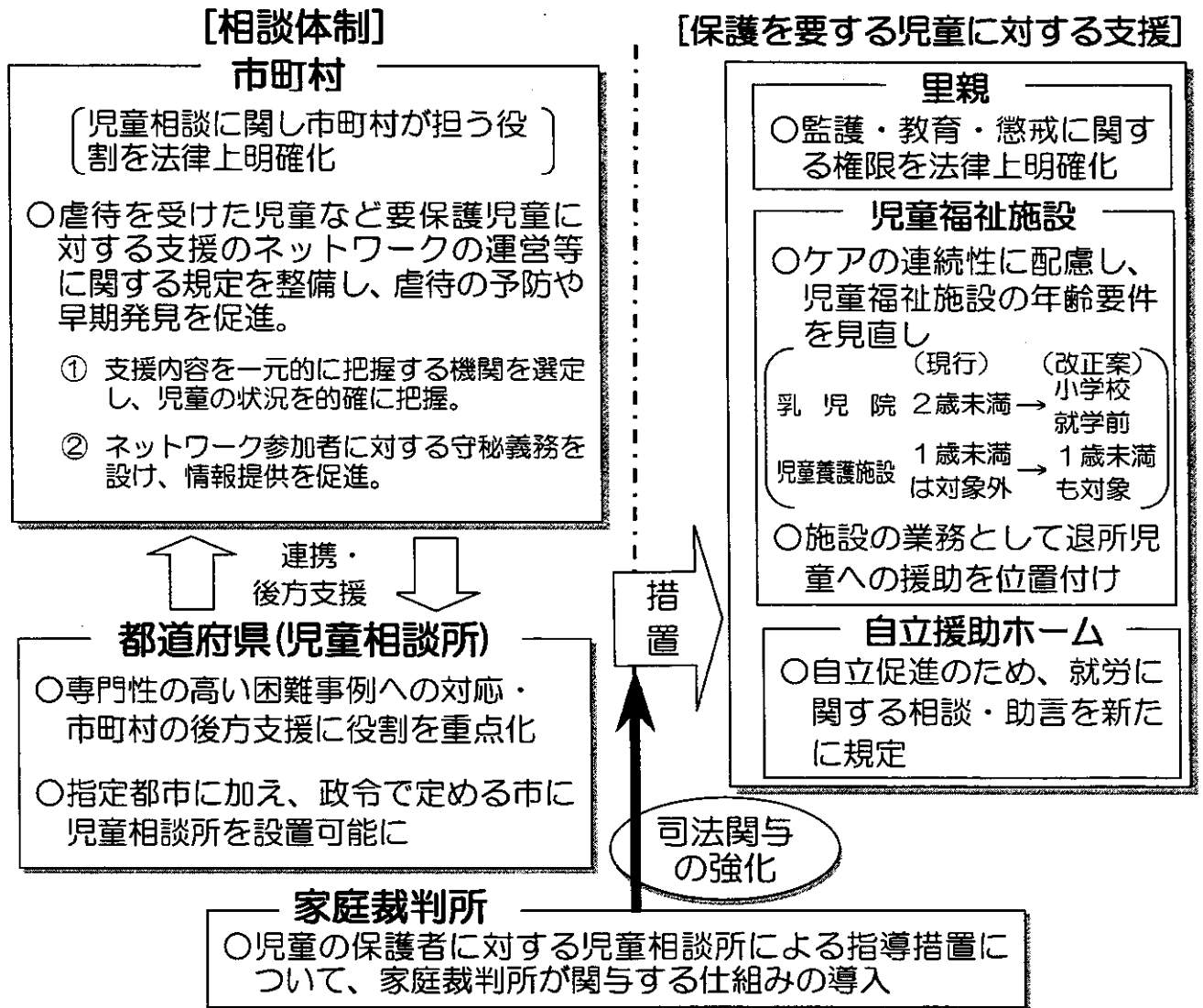
現行どおり
（3歳以上小学校第3学年修了前）

児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策を推進するため、①児童虐待防止対策等の充実・強化、②新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

I 児童虐待防止対策等の充実・強化

- 児童相談に関する体制の充実（平成17年4月施行）
- 児童福祉施設・里親等の見直し（平成16年10月施行）
- 保護を要する児童に関する司法関与の強化（平成17年4月施行）



II 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

- 長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設。（平成16年10月施行）

III その他

- ① 保育料収納事務の私人委託（平成17年4月施行）
- ② 児童売買等に関する国民国外犯処罰規定（関連条約の発効日に施行）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、育児・介護休業制度に関して以下の見直しを行う。

改正事項	現 行	改 正 案
育児・介護休業法	①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者のうち、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の労働者を対象者として追加
	②育児休業期間の延長	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月
	③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで
	④子の看護休暇制度の創設	労働者が、年に5日を限度として取得できるようにする
雇船 用員 保保 険険 法法	⑤育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲の拡大	上記②及び③にあわせて改正

施行期日 平成17年4月1日